

富山市罹災^{りさい}証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の2第1項の規定に基づき、富山市内で発生した災害によって生じた住家並びに住家に附属する不動産及び動産の被害に係る罹災証明書及び被災届出証明書（以下「罹災証明書等」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1号に規定する災害（ただし、火災及び落雷に起因するものを除く。）
- (2) 住家 現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）で本市の区域内に所在しているもの
- (3) 不動産 民法（明治29年法律第89号）第86条第1項に規定する土地及びその定着物で本市の区域内に所在しているもの
- (4) 動産 民法（明治29年法律第89号）第86条第2項に規定する不動産以外の物で本市の区域内に所在しているもの

(罹災証明書等の種類)

第3条 罹災証明書等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 罹災証明書 災害により被害を受けた住家について、調査等により被害状況を市が確認できる場合に、法第90条の2第1項の規定に基づき、その被害の程度を証明するもの
 - (2) 被災届出証明書 災害により被害を受けた住家に附属する不動産及び動産について、被災状況を市長に届け出た事実を証明するもの
- 2 前項に定めるほか、田畑等その他の罹災証明書等は、富山市地域防災計画で定める当該対象の被害調査を所管する部において発行する。

(罹災証明書等の交付対象者)

第4条 罹災証明書の交付の対象となる者は、災害により被害を受けた住家の居住者、所有者、又は居住者若しくは所有者の相続人とする。

- 2 被災届出証明書の交付の対象となる者は、災害により被害を受けた住家に附属する不動産及び動産の所有者、使用者、又は所有者若しくは使用者の相続人とする。

(罹災証明書等の交付申請)

第5条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書交付申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

- 2 被災届出証明書の交付を受けようとする者は、被災届出証明書交付申請書(様式第2号)に被害状況が確認できる写真を添付して、市長に申請しなければならない。
- 3 第1項の申請により交付を受けた罹災証明書の再交付を受けようとする者は、罹災証明書再交付申請書(様式第3号)により、市長に申請しなければならない。
- 4 前3項の申請は、代理人によってすることができる。この場合において、代理人は委任状を提出しなければならない。

(申請期間)

第6条 前条の規定による申請は、災害を受けた日から3月以内に行わなければならない。ただし、富山市に災害救助法(昭和22年法律第118号)又は被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)が適用された災害の場合等、被害状況等により市長が必要と認めるときは、申請の期限を延長することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請の期限までに申請できない特別の事情があると市長が認めるときは、当該期限を延長することができる。

(調査)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による罹災証明書の交付申請があったときは、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)(以下「運用指針」という。)に基づき、住家の被害を調査するものとする。

- 2 住家の調査は、第1次調査(外観調査)を実施するものとする。ただし、申請者が希望する場合は第2次調査(外観調査及び内部立入調査)をあわせて実施することができる。
- 3 住家の被害の程度について、申請者が運用指針で定める「準半壊に至らない(一部損壊)」の被害であると自己判定しており、かつ、被害の状況を示す写真から「準半壊に至らない(一部損壊)」と判定できるときは、調査を省略することができる。
- 4 市長は、調査その他罹災証明書等の交付に関し、必要があると認めるときは、民間団体等に対し応援を求め又は委託をすることができる。

(罹災証明書等の交付)

第8条 市長は、罹災証明書交付申請書を受理し、前条の規定による調査又は自己判定の結果に基づく被害の程度を適当と認めるときは、罹災証明書(様式第4号)を交付するものとする。ただし、災害による被害を確認できない場合等、市長が罹災証明書の交付

が適当でないと認めるときは、罹災証明書不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 2 市長は、被災届出証明書交付申請書を受理し、被災の届出として適当と認めるときは、被災届出証明書を交付するものとする。

（再調査）

第9条 前条第1項の規定により罹災証明書の交付を受けた者が、再調査を希望するとき
は、当該災害による罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、市長
に対し、被害認定再調査申請書（様式第6号）に交付済みの罹災証明書をすべて添付し
て提出することにより再調査を申請することができる。

- 2 前項の申請は、代理人によってすることができる。この場合において、代理人は委任
状を提出しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による申請を受理したときは、その申請内容を精査し、再調査
が必要と認めるときは、被害状況等の再調査を行い、適当と認められる場合は、新たに
罹災証明書（様式第4号）を交付するものとする。ただし、再調査の実施は2回を限度
とする。

（手数料）

第10条 罹災証明書等に係る手数料は、富山市手数料条例（平成17年富山市条例第1
06号）第4条第2項の規定により、免除するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

第6条第1項については、令和6年能登半島地震による被害においては13月以内とす
る。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。